

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

2 義務付け・枠付けの見直しの方針

（中略）

（2）見直しの具体的な方針

（1）で設定した範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）については、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大すべきとの観点から、条項を単位として、（3）に掲げるメルクマールに該当する条項（見直し対象条項のメルクマール該当・非該当の判断は3による。）を除き¹、

- ①廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、
 - ②手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
 - ③手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
- のいずれかの見直しを行う必要がある。その際には、①から③までの順序で見直しを行うべきである。

（3）義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定

（2）による義務付け・枠付けの見直しにあたって、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を次のとおり設定した。（中略）

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

¹ 当委員会としては、義務付け・枠付けのメルクマール該当性の判断を、条項を単位として行った。したがって、本勧告では、メルクマールに該当している内容を含んでいても、同時に、メルクマールに該当していない部分も含まれていれば、当該条項全体としては、メルクマール非該当と判断している。

- a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
- b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
- c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定（保険と統合的な給付を含む。）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
- d 指定・登録機関の指定・登録（地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。）に係るもの
- e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取（協議・調整を除く。）に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの（民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。）以外のもの
- f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続に関するもの
- g 国・地方自治体間の同意（地方分権推進計画（平成10年5月）第2の4(1)カ(ア) a及びbに該当するものに限る。）、及び許可・認可・承認（同計画第2の4(1)キ(ア) aからeまでに該当するものに限る。）¹に係る規定（第1次勧告の第2章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。）
- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要

¹ 「地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）」（抄）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等のあり方

カ 同意

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議をする場合においては、以下の場合等国又は都道府県の当該協議に関する施策と地方公共団体の当該協議に関する施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生じると認められるときを除き、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を要することのないようにしなければならない。

a 法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合

b 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準を元に関係地方公共団体が計画を作成する場合

(イ) (略)

キ 許可、認可及び承認

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、以下の場合等地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって当該自治事務の処理の適正を確保することが困難であると認められるときを除き、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することのないようにしなければならない。

a 刑法等で一般的には禁止されていないが特別に地方公共団体に許されるような事務を処理する場合

b 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合

c 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

d 法人の設立に関する事務を処理する場合

e 国の関与の名あて人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

(イ) (略)

とされる場合

vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、

残さざるを得ないと判断するもののメルクマール

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使（これに準ずるものを含む。）にあたっての私人保護（行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使にあたっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあたっての人権擁護、個人情報保護に限る。）、地方自治体による事実証明（証明書、手帳交付）、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの（政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。）
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

(以下略)